

消費税のしくみ

2019年10月1日から
消費税が変わりました。
善通寺商工会議所では
改正ポイントの解説について
ご相談を承ります。

消費税のしくみ(おさらい)

● 税の負担者と納税者

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

- 消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。
- 商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。
- 消費税が課税される取引には、併せて地方消費税も課税されます。

● 課税される取引

- 国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に課税されますので、商品の販売や運送、広告など、対価を得て行う取引のほとんどは課税の対象となります。
- 外国から商品を輸入する場合も輸入のときに課税されます。

● 税率

- 標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)
 - 軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)
- 注1: 地方消費税額は、消費税額の22/78です。

＝ 消費税軽減税率制度ポイント 軽減税率の対象品目 ＝

◆ 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

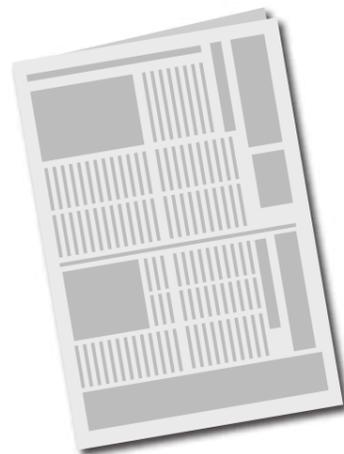
※食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

医薬品・医薬部外品・再生医療等製品 → 軽減税率対象外
上記に該当しない栄養ドリンク → 軽減税率対象



◆ 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。



お気軽に
ご相談ください

専門家が
ご対応します

随時電話でご予約をお願いします
相談内容は秘密厳守いたします

改正ポイントは
ウラ面に



善通寺商工会議所

〒765-0013 香川県善通寺市文京町3-3-3

電話 0877-62-1124
FAX 0877-62-8941

善通寺商工会議所

検索

飲食料品の Q & A

Q キャラクターを印刷した缶箱にお菓子を詰めて販売していますが、この缶箱は、通常必要なものとして使用される容器に該当しますか。

A 飲食料品の販売に際して付帯するビニール袋、プラスチック容器、紙箱、缶箱等は、購入者によっては再利用されることがありますが、通常、販売者は、これらの包装材料等を自らが販売する飲食料品の包装材料等以外の用途（以下「他の用途」といいます。）に再利用させることを前提として付帯しているものではないと考えられます。このため、キャラクターが印刷された缶箱等であっても、基本的には、その販売に付帯して通常必要なものとして使用される容器に該当します。ただし、例えば、その形状や販売方法等から、装飾品、小物入れ、

玩具など、顧客に他の用途として再利用させることを前提として付帯しているものは、通常必要なものとして使用されるものに該当しません。

Q あらかじめ、割り箸を付帯した状態で包装された弁当や、容器に接着する形で付帯しているストロー付き紙パック飲料の販売は、軽減税率の対象ですか。

A 飲食料品に食器具等（弁当に付帯する割り箸や楊枝、スプーン、お手拭き、飲料に付帯するストローなど）を付帯して販売する場合、これらの食器具等は、通常、その飲食料品を飲食する際にのみ用いられるものであるため、その販売は、これらの食器具等も含め「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

販売奨励金(リベート)

事業者が販売促進の目的で課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先（課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。）から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当します。同様に事業者が支払う販売奨励金等は、売上げに係る対価の返還等に該当します。

売上げに係る対価の返還等又は仕入れに係る対価の返還等については、それぞれその対象となった課税資産の譲渡又は課税仕入れの事実に基づいて、適用される税率を判断することとなります。

したがって、その売上げに係る対価の返還等又は仕入れに係る対価の返還等の対象となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。

注意

「販売奨励金」という名目でやり取りが行われるものであっても、例えば、「販路拡大」などの役務の提供の対価として支払う（受け取る）ものは、軽減税率の対象とはなりません。

したがって、「飲食料品の譲渡」に伴いやり取りされる「販売奨励金」やいわゆる「リベート」などは、その目的や性質等によって「売上げ（又は仕入れ）に係る対価の返還等」であるのか、あるいは「役務の提供の対価」として支払う（受け取る）ものであるのかを整理し、適用税率を判定する必要があります。

Q 清涼飲料の自動販売機を設置している事業者が、飲料メーカーから受け取る販売手数料（清涼飲料の販売数量等に応じて計算されたもの）は、軽減税率の対象となりますか。

A 自動販売機の販売手数料は、自動販売機を設置等に係る対価として支払を受けるものです。したがって、その対価の額が販売数量等に応じて計算されるものであったとしても、飲食料品の売上げ（又は仕入れ）に係る対価の返還等には該当せず、「役務の提供」の対価に該当しますので、軽減税率の対象とはなりません。

Q スーパーマーケットの物流センターに食品を納品している卸売業者が支払う物流センターの使用料等（いわゆるセンターフィー）（食品の販売数量等に応じて計算されたもの）は、軽減税率の対象となりますか。

A いわゆるセンターフィーは、物流センターの使用等に係る対価として支払うものです。したがって、その対価の額が販売数量等に応じて計算されるものであったとしても、飲食料品の売上げ（又は仕入れ）に係る対価の返還等には該当せず、「役務の提供」の対価に該当しますので、軽減税率の対象とはなりません。

委託販売手数料

委託販売その他業務代行等（以下「委託販売等」といいます。）を通じて商品を販売する委託者については、原則として、委託販売等に伴い収受した金額が委託者における資産の譲渡等の金額となります。また、受託者に支払う委託販売手数料が課税仕入れに係る支払対価の額となります（以下「総額処理」といいます。）。

軽減税率制度の実施前における単一税率の下では、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、その資産の譲渡等の金額からその受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額とすることが認められていました（以下「純

額処理」といいます。）。

軽減税率制度の実施後においては、委託販売等を通じて受託者が行う飲食料品の譲渡は軽減税率の対象となる一方、受託者が行う委託販売等に係る役務の提供は、その取扱商品が飲食料品であったとしても、軽減税率の対象とはなりません。

したがって、その取扱商品が飲食料品である場合には、受託者が行う販売と委託販売等に係る役務の提供の適用税率が異なるため、委託者は、純額処理をすることはできないこととなります。

様々な販売方法に関する取扱いは…?

通信販売	インターネット等を利用した通信販売であっても、販売する商品が「飲食料品」に該当する場合には、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。
送料込み商品	飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の対象とはなりません。なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の対象となります。
保冷剤等を付けた商品の販売	別途料金を受領する場合の保冷材等は、「飲食料品」に該当しないことから、軽減税率の対象にはなりません。なお、サービスで保冷材等を付けた商品は、その保冷剤等も含めて、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の対象となります。
自動販売機	自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の食品の販売は、飲食料品を飲食させる役務の提供（外食）を行っているのではなく、単にこれらの飲食料品を販売するものであることから「飲食料品の譲渡」に該当し軽減税率の対象となります。
果樹園の入園料	果樹園での果物狩りの入園料は、顧客の果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当しますので、「飲食料品」に該当せず、軽減税率の対象にはなりません。
飲食料品のお土産付きのパック旅行の販売	飲食料品のお土産が付いているパック旅行は、様々な資産の譲渡等（交通、宿泊、飲食など）を複合して提供されるものであり、旅行という包括的な一役務の提供を行っていることとなりますので、たとえ飲食料品のお土産が付く場合であっても、その対価の全体が軽減税率の対象とはなりません。

消費税の軽減税率制度については、このほか、

■中小企業者の税額計算の特例 ■区分記載請求書等保存方式 ■適格請求書等保存方式（令和5年10月1日～）等があります。